

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行:山口県消費生活センター

令和2年1月15日
-第19号-

消費生活トラブル情報

注目!

『無料体験』につられて...(エステ契約のトラブル)

1



Aさん

ある日、Aさんがフリーペーパーを見ていると、「**エステの無料体験クーポン**」を見つけました。


2



きれいなお肌を保つためには、**継続的に施術**してもらうのがオススメです！

でも...、高いですよね？

3



今なら、クーポンをお持ちの方は半年の体験コースが**通常30万円のところ10万円**になりますよ。

それに、クレジット契約で分割払いにしたら、**月々の支払額も少ない**ですよ！

勢いに負けて、契約してしまったAさん...

4



契約書

家に帰って冷静になったAさんは、**高額な契約**をしてしまったことを後悔したのでした...

アドバイス

- エステは「**無料体験**」の後に**継続契約**を勧められる場合が多くあります。契約するまで帰りにくい雰囲気になっても、契約するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。
- 施術や契約内容の説明をしっかりと聞いて、十分に理解した上で契約するか決めましょう。
- エステ(特定継続的役務提供)は、**クーリング・オフの対象※**です。契約書面を受け取った日から**8日間**は**契約解除**ができます。(クーリング・オフの手続きは、裏面に記載)
※対象となるエステ(特定継続的役務提供)の要件: 契約期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるもの
- クーリング・オフの期間が過ぎても、契約を解除できる場合があります。また、中途解約はできますので、困ったときは、お近くの**消費生活センター**に相談してください。

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

クーリング・オフってどうやるの？

～断り切れず契約してしまったけど...解約したい。そんなあなたに～

クーリング・オフとは、消費者が訪問販売など特定の取引で契約したとき、一定の期間であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続方法

- クーリング・オフは必ず「はがき」など書面に必要事項を書いて通知します。(記載例参考)
- 通知は、クーリング・オフができる期間内にします。消印の日付が期間内であれば有効です。
- クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社の両方に同時に通知します。
- はがきを書いたら、はがきの両面をコピーしましょう。
- 「簡易書留」など発信の記録が残る方法で、郵便局から送り、受領証を受け取りましょう。
- コピーと受領証は、手続きを行った証拠になります。一緒に保管しておきましょう。

書面の記載例

郵便はがき

〒□□□□□□□□

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

●●●●株式会社

代表者様

簡易書留

□□ □□□□

契約解除通知書

契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

契約場所 〇〇〇〇

商品名・役務名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 ●●●●株式会社△△営業所

担当者 ○〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払済みの〇〇〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 ●●●●株式会社 代表者様

クーリング・オフの効果

理由を問わず、一切の負担なく無条件で契約を解除することができます。すでに受け取った商品があれば販売業者に返品し、支払ったお金は全額返金してもらえます。

山口県 クーリング・オフ

検索

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ 〇郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ 〇固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど